

◆相続登記について◆

令和6年4月1日から。相続登記の申請が義務化されました。

●相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

●遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をしなければなりません。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。

詳細は、法務局にお問い合わせください。

なお、組合員の皆さまが山林を相続された場合は、相続開始後10か月以内に「組合員相続加入申込書」を北アルプス森林組合に提出してください。

以上